

○北杜市事務決裁規程

平成16年11月1日

訓令第4号

改正 平成17年3月31日訓令第8号

平成18年3月10日訓令第1号

平成18年3月23日訓令第40—1号

平成19年3月30日訓令第6号

平成19年9月28日訓令第13号

平成20年3月31日訓令第5号

平成22年2月25日訓令第5号

平成22年5月18日訓令第10号

平成23年3月25日訓令第4号

平成24年3月23日訓令第11号

平成24年6月29日訓令第17号

平成24年8月29日訓令第20号

平成25年3月28日訓令第5号

平成26年3月28日訓令第6号

平成26年5月26日訓令第8号

平成26年8月15日訓令第10号

平成27年3月27日訓令第1号

平成27年4月7日訓令第6号

平成27年10月1日訓令第12号

平成28年3月31日訓令第3号

平成28年11月11日訓令第21号

平成28年12月28日訓令第22号

平成29年12月26日訓令第13号

平成30年3月30日訓令第5号

平成31年3月27日訓令第4号

平成31年3月29日訓令第7号

令和2年3月24日訓令第7号

令和2年3月24日訓令第8号

令和2年10月16日訓令第17号

令和2年11月9日訓令第18号

(目的)

第1条 この訓令は、市長の権限に属する事務について必要な事項を定め、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、もって行政の合理的かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 市長又は専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が、その権限に属する事務処理に関し、最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 決裁責任者が、その責任において、その権限に属する特定の事務に関し、所管の機関に意思決定をさせることをいう。
- (3) 代決 決裁責任者が、その責任において、決裁責任者又は専決者が不在のときに、その権限に属する事務の処理に関し、所管の職員に意思決定をさせることをいう。
- (4) 不在 決裁責任者が出張、旅行、病気その他の理由により、一時決裁又は専決を経ることができない状態にあることをいう。
- (5) 合議 決裁を受けなければならない事項について、決裁責任者が的確な決裁をすることができるよう、関係部課等と協議し又は調整することをいう。
- (6) 部長 北杜市行政組織規則（平成21年北杜市規則第42号。以下「組織規則」という。）第7条第1項に規定する部の部長をいう。
- (7) 支所長 北杜市総合支所設置条例施行規則（平成21年北杜市規則第43号。以下「支所規則」という。）第4条第1項に規定する支所長をいう。
- (8) 次長 組織規則第7条第2項に規定する部の次長をいう。
- (9) 部長等 部長、支所長及び次長をいう。
- (10) 課長 組織規則第8条第1項及び支所規則第5条第1項に規定する課の

長をいう。

(1 1) 調整監 組織規則第 8 条第 2 項に規定する調整監をいう。

(1 2) 指導監 組織規則第 8 条第 2 項に規定する指導監をいう。

(1 3) 課長補佐 組織規則第 8 条第 2 項及び支所規則第 5 条第 2 項に規定する課長補佐をいう。

(1 4) 所長等 組織規則第 9 条第 1 項に規定する所長等をいう。

(1 5) リーダー 組織規則第 10 条第 1 項及び支所規則第 6 条第 1 項に規定するリーダーをいう。

(専決の順序)

第 3 条 事務は、順次上司の意思決定を受け、更に関連のある事項については、関係部課等の合議を経て、決裁責任者の決裁を受けなければならない。

(共通決裁事項)

第 4 条 副市長以下の職員の共通決裁事項は、別表第 1 のとおりとする。ただし、会計課長は、別表第 1 中 3 財務に関する事項及び 4 公有財産に関する事項については、部長決裁事項を専決することができる。

(個別専決事項)

第 5 条 副市長以下の職員の個別専決事項は、別表第 2 のとおりとする。

(専決に係る報告)

第 6 条 専決者は、必要があると認めるときは、その専決した事項を上司に報告しなければならない。

(上司の指示)

第 7 条 この訓令の規定により専決することができる事案であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、上司の指示を受けなければならない。

(1) この訓令の解釈上疑義があると認められるもの

(2) 異例に属し、又は先例になると認められるもの

(3) 紛議論争のあるもの又は将来その原因となるおそれがあると認められるもの

(4) 上司の指揮で起案したもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に上司の指示を受ける必要があると認めら

れるもの

(市長の代決者)

第8条 市長が不在のときは、副市長がその事務を代決する。

2 市長及び副市長が共に不在のときは、総務部長がその事務を代決する。

(副市長の代決者)

第9条 副市長が不在のときは、総務部長がその事務を代決する。

(部長及び支所長の代決者)

第10条 部長又は支所長が不在のときは、部又は総合支所の庶務をつかさどる課の課長がその事務を代決する。

(課長の代決者)

第11条 課長が不在のときは、調整監、指導監、課長補佐若しくは所長等又は課の庶務をつかさどる担当のリーダーがその事務を代決する。

(代決できる事項)

第12条 第8条から前条までの規定による代決は、あらかじめ指示を受けた事項及び特に緊急を要する事務に限り処理することができるものとする。ただし、第7条各号に掲げる事項については、代決することができない。

(代決及び後閲)

第13条 事案を代決した者は、専決者の押印すべき箇所に押印の上その左上に「代」の文字を記載するものとする。

2 前項の規定により代決した場合は、当該代決をした者は、簡易なものを除き、更に「要後閲」と記載し、速やかに専決者の閲覧に供し、確認をした旨の押印を受けるものとする。

(専決に係る疑義)

第14条 第5条に規定する専決事項について疑義のある場合においては、総務部長がこれを決定する。

附 則

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月10日訓令第1号）

この訓令は、平成18年3月15日から施行する。

附 則（平成18年3月23日訓令第40—1号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日訓令第13号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月25日訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月18日訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月25日訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日訓令第11号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日訓令第17号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年8月29日訓令第20号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第2福祉部福祉課の部（17）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の保護義務（医療保護入院等）に関すること。の項の改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日訓令第6号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月26日訓令第8号）

この訓令は、平成26年6月16日から施行する。

附 則（平成26年8月15日訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日訓令第1号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月7日訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年10月1日訓令第12号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表第2福祉部子育て支援課の表4保育園に関する事項の項の前に1項加える改正規定及び同表「に関する事項」を「及び病児・病後児保育園に関する事項」に改める改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月11日訓令第21号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月28日訓令第22号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日訓令第13号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第5号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日訓令第4号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第7号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日訓令第7号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日訓令第8号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月16日訓令第17号）

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和2年11月9日訓令第18号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

共通決裁事項

1 庶務に関する事項

決裁事項		決裁責任者				
		市長	副市長	部長等	課長	備考
1	市の配置分合 及び境界変更 をすること。	○				
2	市政の総合企 画及び運営に 関する基本方 針並びに重要 な事務事業の 基本計画に関 すること。	○				
3	主要な新規事 業の計画の樹 立及び実施方 針の決定	○				
4	市議会の招集 及び議会説明 員の出席通知	○				

	に関するこ と。					
5	市議会の条例 案、予算案そ の他の議会の 議決、承認、 同意又は認定 を必要とする 議案の市議会 への提出	○				
6	附属機関を設 置し、又は廃 止すること。	○				
7	総合教育会議 の開催に関す ること。	○				
8	地方自治法 (昭和22年法 律第67号) 第 179条及び第 180条による 専決処分をす ること。	○				
9	条例及び規則 の制定及び改 廃をすこと と。	○				
10	規程、訓令、 告示、公告及	特に重要な もの	重要なもの	一般的なもの の	定期的、軽易 なもの	総務部長に 協議

	び要綱等の制定及び改廃に関すること。					
11	市の行政区域等に関すること。	○				
12	公共的団体への関与	○				
13	不服申立て、訴訟、和解及び調停に関すること。	○				
14	請願、陳情及び要望に関すること。	重要なもの	一般的なもの	定例的、軽易なもの		総務部長に協議(予算に係るものは、企画部長に協議)
15	指令、公表、通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。	同上	同上	同上	同上	
16	許可、認可、承認及び取消し等の行政処分に関すること。	同上	同上	同上	同上	
17	報告、答申、	同上	同上	同上	同上	

	進達及び副申 に関するこ と。					
18	儀式、褒賞、 表彰及び感謝 状の贈呈その 他行事に関す ること。	同上	同上	同上	同上	総務部長に 協議
19	講習会、展示 会、研究会及 び協議会等の 開催、後援又 は加入等に関 すること。	同上	同上	同上	同上	
20	出版物刊行の 決定に関する こと。	同上	同上	同上	同上	
21	各種調査の実 施及び統計に 関すること。	同上	同上	同上	同上	
22	公文書の公開 請求に対する 決定等に関す ること。	同上	同上	同上		総務部長に 協議
23	事業の計画及 び実施をする こと。	同上	同上	同上	定期的、簡易 なもの	政策秘書部 長に協議(予 算に係るも のは、企画部 長に協議)

24	公簿の閲覧の許可及び事実資格等の諸証明に関すること。		同上	同上	同上	
25	関係各種団体の設立、解散等に関すること。	○				
26	原簿、台帳等の作成及び整備並びに記載の確認に関すること。				○	
27	主管業務に係る条例、規則等の制定及び改廃の条例等案文作成に関すること。			○		
28	市長への手紙に関すること。	○				
29	主管業務に係る資料の作成に関すること。				○	
30	人口減少・定住促進対策に	特に重要なもの	重要なもの	一般的なもの	定期的、軽易なもの	

	関すること。					
31	特に重要又は異例と認められる事項を行うこと。	○				

2 組織、人事及び研修に関する事項

決裁事項		決裁責任者				
		市長	副市長	部長等	課長	備考
1	組織の決定及び行政委員会等の組織に関する総合調整に関すること。	○				
2	職員の任免、分限、懲戒及び表彰に関すること。	○				
3	職員の昇任及び昇格に関すること。	○				
4	昇給に関すること。	○				
5	職員の配置に関すること。	部長等及び課長の配置			リーダー及び一般職員の担当等	
6	部（支所）内援助に関すること。			○		

7	年次有給休暇、特別休暇その他の休暇（傷病休暇、骨髄等提供休暇、ボランティア休暇、通院休暇、産前産後の休暇、介護休暇及び無給休暇を除く。）を承認すること。		部長等	課長	所属職員	
8	職員の週休日の振替又は代休日の指定を行うこと。		同上	同上	同上	
9	職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。	○				
10	行政委員会の委員の任免等に関すること。	○				
11	法令、条例、規則、要綱等で定められた委員の任免、委嘱等に関すること。	特別		一般		
12	資金前渡職員				○	

	の指定に関する こと。					
13	国又は県の機 関の委員の推 薦に関するこ と。	○				
14	職員以外の者 の表彰及び褒 賞等並びに国 又は県等の表 彰及び褒賞に 係る推薦に関 すること。	○				総務部長に 協議
15	出張 命令 に関 する こと。	宿泊を要 しないも の	副市長	部長等	課長	所属職員
		宿泊を要 するもの	同上	同上	同上	同上
16	出先機関の職 員の日直勤務 命令に関する こと。			○		
17	管理職員特別 勤務の命令に 関すること。			部長等	課長	
18	時間外勤務及 び休日勤務の 命令に関する こと。			同上	同上	所属職員

19	分掌業務の変更に関する こと。			○		
20	職場研修の実 施に関するこ と。			課長	所属職員	
21	職員の身上調 書等の確認に 関すること。			同上	同上	
22	特に重要又は 異例と認めら れる事項に関 すること。	○				

3 財務に関する事項

(1) 収入及び支出に関する事項

決裁事項		決裁責任者				
		市長	副市長	部長等	課長	備考
1	市収入の調定 及びその収入 の通知をする こと。			重要なもの	定例的又は 軽易なもの	
2	納入通知書、納 税通知書、督促 状及び催告状 の発行に関す ること。				○	
3	収入の納期及 び納期限の延				○	

	長の決定に関する こと。						
4	収入の分割納 付に関するこ と。				○		
5	収入の減免に 関すること。			基準の定め がないもの	基準の定め があるもの		
6	収入の徴収猶 予に関するこ と。			同上	同上		
7	収入の過誤納 金の充当又は 還付に関する こと。		500万円以上	50万円以上 500万円未満	50万円未満		
8	国及 び県 支出 金に 関す るこ と。	交付申請	1,000万円以 上	500万円以上 1,000万円未 満	500万円未満	交付申請額 を変更する 場合は、当該 変更にかか る増減額を 基準とする。	
		内定交付 決定			○		
		収納			○		
		精算			○		
9	金銭の寄付(負 担付寄附を除 く。)受納に関 すること。	100万円以上	30万円以上 100万円未満	30万円未満			

10	支出命令をすること。			200万円以上	200万円未満	
11	収支の変更、更正及び振替に関すること。		500万円以上	50万円以上 500万円未満	50万円未満	100万円以上は、財政課長に合議
12	返納決定に関すること。		同上	同上	同上	同上
13	前途資金の精算に関すること。				○	

(2) 執行伺い（支出負担行為）に関する事項（予算科目別）

決裁事項		決裁責任者						備考
		市長	副市長	企画部長	部長等	財政課長	課長	
1	報酬						○	
2	給料						○	
3	職員手当等						○	
4	共済費						○	
5	災害補償費						○	
6	恩給及び退職年金						○	
7	報償費	500万円以上	100万円以上500万円未満		50万円以上100万円未満	100万円以上は合議	50万円未満	市税の納期前報奨金及び敬老祝金についての決裁責任者は、所管部長等

									とする。	
8	旅費							○		
9	交際費					10万円以 上		10万円未 満		
10	需用費	消耗品費	500万円 以上	100万円 以上500 万円未満	100万円 以上は合 議	50万円以 上100万 円未満	100万円 以上は合 議	50万円未 満		
		燃料費	同上	同上	同上	同上	同上	同上		
		食糧費		30万円以 上	同上	10万円以 上30万円 未満	同上		10万円未 満	
		印刷製本 費	500万円 以上	100万円 以上500 万円未満	同上	50万円以 上100万 円未満	同上		50万円未 満	
		光熱水費							○	
		修繕料	500万円 以上	100万円 以上500 万円未満	100万円 以上は合 議	50万円以 上100万 円未満	100万円 以上は合 議		50万円未 満	
		賄材料費	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
		飼料費	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
11	役務費	通信運搬 費						○		
		広告料	500万円 以上	100万円 以上500 万円未満		50万円以 上100万 円未満	100万円 以上は合 議		50万円未 満	
		手数料	同上	同上		同上	同上	同上		

	保険料	同上	同上		同上	同上	同上	
12	委託料	同上	同上	100万円 以上は合 議	同上	同上	同上	
13	使用料及び賃 借料	同上	同上		同上	同上	同上	
14	工事請負費	同上	同上	100万円 以上は合 議	同上	同上	同上	
15	原材料費	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
16	公有財産購入 費	同上	同上		同上	同上	同上	
17	備品購入費	同上	同上	100万円 以上は合 議	同上	同上	同上	
18	負担金、補助 及び交付金	同上	同上		同上	同上	同上	
19	扶助費	同上	同上		同上	同上	同上	
20	貸付金	同上	同上		同上	同上	同上	
21	補償、補てん 及び賠償金	同上	同上		同上	同上	同上	
22	償還金利子及 び割引料					同上	○	
23	投資及び出資 金	500万円 以上	100万円 以上500 万円未満		50万円以 上100万 円未満	同上	50万円未 満	
24	積立金					同上	○	
25	寄付金	500万円	100万円		50万円以	同上	50万円未	

		以上	以上500万円未満		上100万円未満		満	
26	公課費					同上	○	
27	繰出金	500万円以上	100万円以上500万円未満		50万円以上100万円未満	同上	50万円未満	

備考

- 1 法令又は条例等に基づく扶助費及び給付金等についての決裁責任者は、所管課長とする。
- 2 支出負担行為の額を変更する場合は、当該変更にかかる増減額を基準として、それぞれの決裁区分による。ただし、合議については、変更後の総額を基準として、それぞれの決裁区分による。
- 3 予算について追加その他変更を必要とする場合は、企画部長と協議すること。
- 4 工事、物品資材の購入、修繕、賃借及び委託等の契約については、管財課所管とする。

4 公有財産に関する事項

決裁事項		決裁責任者				
		市長	副市長	部長等	課長	備考
1	指定管理者の指定に関する こと。	○				
2	公有財産の取得の決定及び 契約に関する こと。	200万円以上	100万円以上 200万円未満	50万円以上 100万円未満	50万円未満	企画部長に 協議
3	公有財産の売 払いの決定及	50万円以上	30万円以上 50万円未満	10万円以上 30万円未満	10万円未満	同上

	び契約に関する こと。					
4	不動産の貸付 け又は借受け の決定及び契 約に関するこ と。	新たに賃貸 借する場合	30万円以上	同上	同上	同上
5	不動産の交 換、譲与又は 減額譲渡並び に無償貸付け 又は減額貸付 けに関するこ と。ただし、 議会の議決を 要する場合を 除く。	重要なもの		軽易なもの		同上
6	行政財産の目 的外使用許可 に関するこ と。	同上		同上		同上
7	行政財産の用 途の廃止及び 変更に関する こと。ただし、 議会の議決又 は同意を要す る場合を除 く。	同上		同上		同上

8	不動産及び物品の寄付（負担の伴わないもの）受納に関すること。	同上		同上		同上
9	公有財産の所管換えに関すること。			○		同上
10	公有財産の管理に関すること。				○	
11	公有財産の登記に関すること。				○	

5 工事の施工に関する事項

決裁事項		決裁責任者				
		市長	副市長	部長等	課長	備考
1	設計図書（設計変更を含む）の作成及び施工に関すること。			○		
2	工程表等工事関係書類の受理に関すること。			○		
3	監督員の指定に関するこ			○		

	と。					
4	道路の掘削及び交通規制等必要な措置に関すること。			○		
5	一時中止及び工期延長並びに工期短縮に関すること。					支出負担行為の決裁区分に準ずる（企画部長に協議）。
6	前金払額及び部分払額の決定に関すること。			○		
7	請負者が工事の一部を下請負に付す場合の決定及び変更に関すること。			○		
8	工事目的物引渡届及び引取報告に関すること。			○		

別表第2（第5条関係）

個別専決事項

政策秘書部 秘書広報課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長

1 秘書及び渉外に関する事項			
(1) 秘書に関する事。		重要なもの	簡易なもの
(2) 市長会に関する事。		同上	同上
(3) 副市長会に関する事。		同上	同上
(4) 陳情の受付に関する事。		同上	同上
(5) 国、県及びその他の渉外に関する事。	○		
(6) 市長の記者会見に関する事。	○		
(7) 報道に関する事。		○	
(8) 慶弔に関する事。		○	
(9) 広聴及び広報に関する事。		重要なもの	簡易なもの
(10) ホームページに関する事。		同上	同上
(11) 自主放送番組に関する事。		同上	同上
(12) 市勢要覧等に関する事。		同上	同上
(13) 広報ほくと及び市ホームページへの有料広告に関する事。			○
(14) 広報掲載審査委員会に関する事。			○
(15) CATV施設の管理運営に関する事。			○
(16) 市民からの提言の受付に関する事。(市長への手紙を含む。)			○

政策秘書部 政策推進課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 政策調整に関する事項				
(1) 重要事項の総合調整に関する事。	○			
(2) 政策の立案に関する事。	○			
(3) 国及び県要望に関する事。	○			

(4) 部及び課の連絡調整及び庶務に関すること。			○
(5) 環境保全協力金に関すること。			○
(6) 地域力創造アドバイザーに関すること。			○
(7) ふるさと親善大使に関すること。			○
2 計画推進に関すること。			
(1) 総合計画に関すること。	重要なもの	軽易なもの	
(2) 総合戦略に関すること。	同上	同上	
(3) 国土強靱化地域計画に関すること。	同上	同上	
(4) 行財政改革に関すること。	同上	同上	
(5) 過疎地域自立促進に関すること。		○	
(6) 地方分権に関すること。		○	

政策秘書部 新型コロナ対策課

専決権者	副市長	部長	課長
専決事項			
新型コロナウイルス感染症の相談窓口に関すること。			○

企画部 企画課

専決権者	副市長	部長	課長
専決事項			
1 企画調整に関する事項			
(1) 男女共同参画に関すること。		重要なもの	軽易なもの
(2) 結婚相談員連絡協議会に関すること。			○
(3) 市民バスに関すること。			○
(4) 民間路線バス対策に関すること。			○
(5) 広域行政に関すること。			○
(6) 公共交通対策に関すること。		○	
(7) 統計調査に関すること。			○

(8) 交通安全対策に関する事。			○
(9) 市営駐車場の管理に関する事。			○
(10) 特区に関する事。	○		
(11) 出資法人に関する事。	重要なもの	軽易なもの	
(12) 公共施設等総合管理計画の推進に関する事。	同上	同上	
2 地域委員会に関する事。		○	
3 国内外の交流に関する事。			○
4 ボランティア登録に関する事。			○
5 ふるさと納税に関する事。			○
6 産官学連携に関する事。			○
7 人口減少・定住促進対策に関する事。	重要なもの	軽易なもの	
8 定住自立圏構想に関する事。	同上	同上	
9 空き家バンクに関する事。	同上	同上	
10 二地域居住に関する事。	同上	同上	
11 定住相談窓口に関する事。			○

企画部 財政課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 財政に関する事項				
(1) 予算の編成に関する事。			○	
(2) 財政計画に関する事。			○	
(3) 資金計画に関する事。			○	
(4) 地方債に関する事。			○	
(5) 地方交付税に関する事。			○	
(6) 財政調査及び財政状況の公表に関する事。			○	
(7) 交付金に関する事。			○	

企画部 管財課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 契約に関する事項				
(1) 入札に関する事。			○	
(2) 契約に関する事。			○	
2 財産管理に関する事項				
(1) 公有財産等（行政財産を除く）の管理処分に関する事。			○	
(2) 庁舎の管理に関する事。				○
(3) 公用車両の管理に関する事。				○
(4) 財産台帳の整備管理に関する事。				○
(5) 備品台帳の整備管理に関する事。				○
(6) 物品の出納管理に関する事。				○
(7) 封筒への有料広告に関する事。				○
(8) 一般寄付の採納に関する事。				○
(9) 業務系及び情報系システム運用、管理及び調整に関する事。				○
(10) 情報通信ネットワークの運用、管理及び調整に関する事。				○
(11) 情報通信基盤の整備に関する事。			○	
(12) 情報化計画に関する事。	軽易なもの			
(13) 情報化施策の推進及び調整に関する事。			○	
(14) 電子自治体に関する事。			○	
(15) 情報セキュリティ対策に関する事。				○
(16) 固定資産台帳整備に関する事。	○			
(17) 新地方公会計対応システム構築に関する事。	○			

(18) マイナンバー制度に関する事		○	
3 指定管理者制度に関する事項			
(1) 指定管理施設の緊急的かつ重要な修繕に関する事			○
(2) 指定管理者に関する議案に関する事		○	
(3) 指定管理者に関する公告に関する事			○
(4) 指定管理者との連絡、調整に関する事			○

総務部 総務課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 固定資産評価委員会に関する事			○	
2 公平委員会に関する事			○	
3 部長及び支所長等連絡会議に関する事				○
4 境界変更、配置分合及び字名の認定変更に関する事			○	
5 選挙に関する事			○	
6 交通共済に関する事				○
7 各種行政委員に関する事			○	
8 市制記念式典に関する事			○	
9 行政相談に関する事				○
10 消費者行政に関する事				○
11 消費生活相談に関する事				○
12 庁内案内に関する事				○
13 宿日直に関する事				○
14 平和事業に関する事				○
15 地縁団体に関する事				○
16 ヴァンフォーレ甲府に関する事				○
17 市の後援名義に関する事				○

18	市民総合賠償補償保険に関すること。			○
19	人権擁護委員に関すること。		○	
20	保護司に関すること。			○
21	行政区に関すること。		○	
22	同和に関すること。			○
23	北杜市章に関すること。			○
24	市民相談に関すること。		○	
25	市の組織機構に関すること。	○		
26	議会に関する事項			
	(1) 議案の編成に関すること。			○
	(2) 議案提出を各部等に通知すること。			○
	(3) 議決報告書の受理及び通知に関すること。	○		
27	文書に関する事項			
	(1) 郵便物等の收受及び発送に関すること。			○
	(2) 文書の編纂、保存及び廃棄に関すること。			○
	(3) 公文書の收受、発送及び管理に関すること。			○
	(4) 公印の新調、改刻又は廃止に関すること。		○	
	(5) 公印の使用管理に関すること。			○
	(6) 北杜市公告式条例に基づく掲示の決定に関する こと。			○
	(7) 本庁掲示板の管理に関すること。			○
28	審議会等会議の公開に関すること。			○

総務部 人事課

	専決権者	副市長	部長	課長
専決事項				
1 職員に関すること。				
(1) 職員採用試験の実施に関すること。	○			
(2) 非常勤の職員の任免に関すること。			○	

(3) 臨時職員の雇用及び解雇に関する事		○	
(4) 施設必置管理者の任免に関する事		○	
(5) 身分証明書、職員徽章及び名札の交付に関する事			○
(6) 職務免除の承認に関する事			○
(7) 傷病休暇及び介護休暇の承認に関する事			○
(8) 育児休業の許可に関する事			○
(9) 診断書等諸証明の届出受理に関する事			○
(10) 職員の公務災害等の認定の請求に関する事		○	
(11) 非常勤職員の公務災害等の認定及び補償に関する事		○	
(12) 職員手当の認定に関する事			○
(13) 職員の時間外（休日）勤務命令に関する事			○
(14) 給与の減額に関する事			○
(15) 退職手当の裁定に関する事		○	
(16) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の各種の届出に関する事			○
(17) 職員の身分、給与、在職その他職員に関する証明に関する事			○
(18) 職員の健康診断等に関する事			○
(19) 市町村共済組合に関する事			○
(20) 職員福利厚生会に関する事			○
2 職員研修に関する事項			
(1) 職員研修計画の決定			○
(2) 職員の研修の出張命令（総務課が所管する研修に限る。）			○
3 人事評価に関する事		○	

総務部 消防防災課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 防災行政無線に関する事。				○
2 水防に関する事。		重要なもの	軽易なもの	
3 防犯及び防犯灯に関する事。				○
4 国民保護に関する事。		重要なもの	軽易なもの	
5 自衛官募集に関する事。				○
6 火薬類の使用許可に関する事。				○
7 防災対策に関する事項				
(1) 防災会議に関する事。	○			
(2) 地域防災計画に関する事。			○	
(3) 防災施設及び設備の整備計画に関する事。				○
(4) 災害対策本部の庶務に関する事。			○	
(5) 災害対策の総合調整に関する事。		重要なもの	軽易なもの	
(6) 防災訓練に関する事。				○
(7) 災害情報及び被害情報の収集並びに伝達に関する事。		重要なもの	軽易なもの	
(8) 防災物資備蓄に関する事。				○

総務部 税務課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 市税等に関する事項				
(1) 特別徴収義務者の指定に関する事。				○
(2) 賦課資料の整備に関する事。				○
(3) 賦課状況等の調査及び報告に関する事。				○

(4) 市民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の申告書の受理に関する事			○
(5) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識に関する事			○
(6) 諸証明に関する事			○
2 固定資産税等に関する事項			
(1) 賦課物件の異動処理に関する事			○
(2) 土地、家屋及び償却資産の賦課に関する事			○
(3) 賦課状況等の調査及び報告に関する事			○
(4) 納税管理人に関する事			○
(5) 償却資産申告書、住宅用地申告書及び特別土地保有税の申告書の受理に関する事			○
(6) 国有資産等所在市町村交付金に関する事			○
(7) 地価公示法に基づく標準地の価格等の閲覧に関する事			○
(8) 諸証明に関する事			○

総務部 収納課

	専決権者	副市長	部長	課長
専決事項				
1 収納に関する事項				
(1) 口座振替業務に関する事				○
(2) 徴収金の督促に関する事				○
(3) 徴収金の収納手続に関する事				○
(4) 徴収の嘱託及び受託に関する事				○
(5) 滞納処分に関する事			○	
(6) 徴収猶予に関する事				○
(7) 交付要求に関する事				○
(8) 収納簿の整理に関する事				○

(9) 住民登録外登録に関すること。			○
(10) 諸証明に関すること。			○

健幸市民部 市民課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 戸籍及び住民基本台帳に関する事項				
(1) 諸届書の受理及び処理並びに当該違反事件の通知に関すること。				○
(2) 戸籍の謄抄本並びに住民票及び戸籍の附票の写しの交付に関すること。				○
(3) 相続税法第58条による通知に関すること。				○
(4) 職権による記載、更正及び削除に関すること。			重要なもの	軽易なもの
(5) 戸籍簿及び除籍簿の閲覧に関すること。				○
(6) 住民票及びその除票の閲覧に関すること。				○
(7) 人口動態調査に関すること。				○
2 印鑑登録に関する事項				
(1) 印鑑に関する届書の受理及び証明に関すること。				○
(2) 印鑑登録原票の整備保管に関すること。				○
3 特別永住者に関する届書の受理及び処理に関すること。				○
4 その他の業務に関する事項				
(1) 住居番号に関すること。				○
(2) 埋火葬許可に関すること。				○
(3) 身分に関すること。				○
(4) 居住実態把握に関すること。				○
(5) 諸証明書の交付に関すること。				○

(6) 住民基本台帳ネットワークに関する事			○
(7) 公的個人認証に関する事			○
(8) 個人番号カードに関する事			○
5 国民健康保険に関する事項			
(1) 保険給付に関する事			○
(2) 税の賦課に関する事			○
(3) 保健事業に関する事			○
(4) 保険給付に係る求償及び返還に関する事			○
(5) レセプトの保管に関する事			○
(6) 一部負担金に関する事			○
(7) 被保険者の資格得喪に関する事			○
(8) 被保険者証の交付に関する事			○
(9) 高額療養費支払資金及び出産費資金の貸付に関する事			○
(10) 第三者行為損害賠償事務に関する事			○
6 国民年金に関する事項			
(1) 被保険者の資格に関する事			○
(2) 保険料に関する事			○
(3) 年金給付に関する事			○
(4) 年金相談に関する事			○
7 高齢者医療に関する事項			
(1) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく業務に関する事			○
(2) 被保険者証に関する事			○
(3) 葬祭費の支給に関する事			○
(4) 保険料の徴収に関する事			○
(5) 保険料の額に係る通知書の発送に関する事			○
(6) 保険料の徴収猶予・減免申請に関する事		○	

(7) 保険料の督促及び催告に関する事			○
(8) 老人医療費の精算に関する事			○
(9) 県単老人医療費の支給に関する事			○

健幸市民部 介護支援課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 介護保険事業に関する事項				
(1) 介護保険事業計画に関する事	○			
(2) 先進的事業整備計画に関する事	○			
(3) 介護保険料に関する事	○			
(4) 介護保険の各種減免に関する事				○
(5) 被保険者に関する事				○
(6) 介護認定審査会の運営に関する事				○
(7) 要介護認定及び要支援認定に関する事				○
(8) 保険給付に関する事				○
(9) 介護給付適正化に関する事				○
(10) 居宅介護支援事業者の指定に関する事			○	
(11) 保健福祉事業に関する事				○
(12) 介護保険関係の統計及び調査報告に関する事				○
(13) 地域密着型サービス事業者等の指導及び監督に関する事				○
2 介護予防拠点施設に関する事			○	
3 指定管理者との連絡調整に関する事				○
4 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事				○
5 包括的支援事業に関する事				○
6 任意事業に関する事				○
7 認知症施策に関する事				○

8 サービス調整会議に関する事		○	
9 市町村特例給付に関する事			○
10 地域包括支援センターの管理・運営に関する事		○	
11 総合相談支援に関する事			○
12 包括的・継続的ケアマネジメント支援に関する事			○
13 高齢者の権利擁護に関する事			○
14 在宅医療・介護連携推進事業に関する事			○
15 指定介護予防支援に関する事			○
16 地域ケア会議に関する事		○	
17 居宅介護支援事業に関する事			○
18 高齢者実態把握に関する事			○
19 高齢者虐待に関する事			○

健幸市民部 健康増進課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 保健計画に関する事			○	
2 健康づくりに関する事項				
(1) 健康施策の企画調整に関する事				○
(2) 健康づくりイベント事業に関する事				○
(3) 健康づくり推進協議会に関する事				○
(4) 肝炎対策に関する事				○
(5) 予防接種に関する事				○
(6) 結核予防に関する事				○
(7) 感染症予防に関する事				○
(8) 薬物乱用防止に関する事				○
3 保健指導に関する事項				
(1) 成人保健事業に関する事				○

(2) 食生活改善に関する事。			○
4 地域組織育成に関する事。			○
5 献血推進に関する事。			○
6 北杜市立病院改革プラン策定委員会に関する事。		○	
7 訪問看護ステーションに関する事。			○
8 救急医療体制に関する事。			○
9 その他保健医療業務に関する事。			○

福祉部 福祉課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 福祉に関する事項				
(1) 社会福祉施策の総合的企画及び調整に関する事。			○	
(2) 福祉事務所に関する事。			○	
(3) 民生委員児童委員協議会に関する事。			○	
(4) 社会福祉協議会及び各種団体に関する事。			○	
(5) 遺族に関する事。			○	
(6) 火葬場に関する事。				○
(7) 公営温泉に関する事。				○
(8) 要援護者の災害に関する事。			○	
(9) 災害弔慰金の支給及び災害援助資金の貸付けに関する事。			○	
(10) 日本赤十字社に関する事。			○	
(11) 共同募金に関する事。			○	
(12) 高齢者福祉施策の企画及び調整に関する事。			○	
(13) 祝福等に関する事。			○	
(14) 福祉対策に関する事。			○	
(15) 福祉施設の管理及び運営に関する事。				○

(16) ことぶきマスターに関する事			○
(17) 老人福祉計画に関する事		○	
(18) 生活困窮者に関する事		○	
(19) 養護老人ホーム等入所措置に関する事		○	
2 障害福祉に関する事項			
(1) 重度心身障害者医療費助成に関する事			○
(2) 心身障害児福祉年金の支給に関する事			○
(3) 在宅障害者の助成事業に関する事			○
(4) 介護給付費の支給に関する審査会（審査会の委員の任命を除く。）に関する事			○
(5) 精神保健福祉手帳に関する事			○
(6) 精神障害者に関する事業及び精神障害者家族会並びに障害者団体及び協議会に関する事			○
(7) 特定施設建築等届出に関する事			○
(8) 障害者相談員に関する事			○
(9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の保護義務（医療保護入院等）に関する事		○	
(10) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する事		重要なもの	軽易なもの
(11) 難病患者等の障害福祉サービスに関する事		○	
3 要援護者緊急援助金の支給に関する事		○	
4 ホームレスの保護に関する事		○	

福祉部 子育て応援課

	専決権者	副市長	部長	課長
専決事項				
1 少子化対策に関する事項				
(1) 少子対策の総合的企画及び調整に関する事			重要なもの	軽易なもの

		の	の
(2) 子育て支援事業の企画及び調整に関すること。		同上	同上
(3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。		同上	同上
(4) 子ども・子育て会議に関すること。		同上	同上
2 子育て支援に関する事項			
(1) 児童手当に関すること。			○
(2) 児童扶養手当に関すること。			○
(3) ひとり親支援に関すること。			○
(4) 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室推進事業に関すること。			○
(5) 児童館に関すること。			○
(6) 子ども医療費助成に関すること。			○
(7) ひとり親医療費助成に関すること。			○
(8) 養育医療の給付に関すること。			○
(9) その他子育て支援に関すること。			○
3 保育に関する事項			
(1) 保育園、認定こども園及び病児・病後児保育園に関すること。		重要なもの	軽易なもの
(2) 保育園及び認定こども園の給食に関すること			○
(3) 子ども・子育て支援給付に関すること。			○
(4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等に関すること。			○
(5) その他保育に関すること。			○

福祉部 ほくとっこ元気課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 保健センターの管理運営に関すること。				○
2 母子保健事業に関すること。				○

3	母子・父子相談員に関する事。			○
4	つどいの広場に関する事。			○
5	子育てサークルに関する事。			○
6	ファミリーサポートに関する事。			○
7	家庭児童相談室に関する事。			○
8	児童虐待の防止及び配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス）防止に関する事。		重要なもの	軽易なもの
9	母子生活支援施設及び授産施設への入所に関する事。		○	
10	出産祝金に関する事。			○
11	不妊治療対策支援に関する事。			○
12	地域組織育成に関する事。			○
13	助産に関する事。			○
14	その他子育て支援及び家庭児童に関する事。			○

森林環境部 林政課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 林政に関する事。				
(1) 民有林の経営指導に関する事。				○
(2) 森林の公益的機能の維持増進に関する事。				○
(3) 森林の活性化に係る調査及び研究に関する事。				○
(4) 林業関係団体に関する事。				○
(5) 鳥獣の保護及び駆除に関する事。				○
(6) 松食い虫被害対策に関する事。				○
(7) 樹種転換に関する事。				○
(8) 森林整備計画に関する事。			○	
(9) 森林施業計画に関する事。			○	

(10) 里山整備事業費補助金に関する事			○
(11) 財産区に関する事			○
(12) 森林土木整備事業計画に関する事		○	
(13) 森林土木整備事業工事に		○	
(14) 林道台帳の整備に関する事			○

森林環境部 環境課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 環境対策及び保全に関する事項				
(1) 環境施策の企画及び推進に関する事			○	
(2) 環境審議会に関する事				○
(3) 自然保護に関する事				○
(4) 環境保護団体に関する事				○
(5) 公害関係法令に基づく届出の受理に関する事				○
(6) 公害防止についての必要な勧告及びこれに伴う改善後の確認に関する事			○	
(7) 公害に係る苦情処理に関する事				○
(8) 環境美化推進についての必要な勧告及びこれに伴う改善後の確認に関する事				○
(9) 墓地の管理に関する事				○
(10) 犬の登録及び狂犬病予防に関する事				○
(11) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可に関する事			○	
2 廃棄物対策に関する事項				
(1) 廃棄物の収集に関する事				○
(2) 一般廃棄物の収集、運搬業、処分業者等の許可及び取消しに関する事			○	

(3) 廃棄物の減量化及び再資源化に関すること。			○
(4) 不法投棄物防止対策及び処理に関すること。			○
3 地球温暖化対策に関する事項			
(1) 地球温暖化対策の推進に関すること。		○	
(2) 新エネルギーに関すること。			○
(3) 中・小水力発電に関すること。			○
(4) 自然エネルギー、代替エネルギーの利活用の推進に関すること。			○
(5) 環境教育に関すること。			○
4 浄化槽に関する事項			
(1) 戸別浄化槽の設置に関すること。			○
(2) 戸別浄化槽設置費補助に関すること。			○

産業観光部 農業振興課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 農業振興地域整備計画に関すること。			○	
2 農業振興資金等融資及び利子補給に関すること。				○
3 農業経営基盤強化促進対策に関すること。			重要なもの	軽易なもの
4 農業生産体制強化総合推進対策に関すること。			同上	同上
5 農畜産物の流通改善対策に関すること。				○
6 水田生産調整対策に関すること。			重要なもの	軽易なもの
7 農業施設の使用許可及び取消しに関すること。				○
8 農産物の生産及び改良指導に関すること。				○
9 農業後継者の育成指導に関すること。				○
10 農産物及び農業施設の災害防止及び被害の認定に関すること。				○

11 農業関係団体の育成に関する事			○
12 中山間地域の振興に関する事		○	
13 日本型直接支払制度に関する事			○
14 地域農業マスタープランに関する事		○	
15 新規就農者対策に関する事		○	
16 認定農業者の確保及び育成に関する事			○
17 農地の多目的活用及び遊休農地対策に関する事		○	
18 農業制度資金に関する事			○
19 地域農業マスタープランに関する事		○	

産業観光部 農地整備課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 農業用施設の維持管理に関する事				○
2 土地改良事業に関する事			○	
3 市単独土地改良事業補助に関する事			○	
4 農業水利調整に関する事				○
5 土地改良事業各種調査に関する事				○
6 農道台帳整備に関する事				○
7 土地改良事業工事に			○	
8 農地及び農業用施設等災害復旧事業に関する事			○	
9 受益者負担金に関する事				○
10 土地改良財産の管理に関する事				○

産業観光部 観光課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
観光に関する事項				
(1) 観光事業の計画及び振興に関する事			○	

(2) 観光客の誘致及び観光案内に関する事			○
(3) 観光施設の運営に関する事		○	
(4) 観光施設の整備管理に関する事			○
(5) 観光地の美化に関する事			○
(6) 観光イベントに関する事		○	
(7) 観光資源の利用、保全及び開発に関する事			○
(8) 観光団体の連絡調整に関する事			○
(9) 南アルプス世界遺産及びユネスコエコパークに関する事		○	

産業観光部 商工・食農課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 商業に関する事項				
(1) 商工及び労働施策の企画及び計画に関する事			○	
(2) 各種商業の振興及び商店街の活性化に関する事				○
(3) 大規模及び中規模小売店舗に関する事	○			
(4) 商業関係団体に関する事				○
(5) 金融相談に関する事				○
(6) 中小企業資金の融資に関する事			○	
2 工業に関する事項				
(1) 工業振興施策事業計画に関する事			○	
(2) 地場産業の振興に関する事				○
(3) 各種工業振興に関する事				○
(4) 工業関係団体に関する事				○
(5) 企業誘致に関する事		軽易なもの		

3 労政に関する事項			
(1) 労働問題の調査研究に関すること。			○
(2) 労働関係機関及び団体との連絡調整に関すること。			○
(3) 雇用促進に関すること。			○
(4) シルバー人材センターに関すること。			○
4 食育及び地産地消に関する事項			
(1) 食育及び地産地消施策の推進に関すること。			○
(2) 食育及び地産地消推進計画に関すること。		○	
(3) 食育及び地産地消推進協議会に関すること。		○	
(4) 学校、保育園等の食育及び地産地消に関すること。			○
(5) 都市と農村の交流及びツーリズムに関すること。		○	
(6) 6次産業化に関すること。		○	
(7) 道の駅に関すること。			○

建設部 まちづくり推進課

	専決権者	副市長	部長	課長
専決事項				
1 建築開発指導に関する事項				
(1) 国土利用計画法に基づく土地取引の届出の事務に関すること。				○
(2) 都市計画法及び県宅地開発事業の基準に関する条例に基づく開発行為に関すること。	重要なもの	軽易なもの		
(3) 開発行為の適正化指導に関すること。	同上	同上		
(4) 地下水採取の適正化指導に関すること。	同上	同上		
(5) 市分譲地管理事業に関すること。				○
(6) 建築基準法に基づく建築確認申請等の審査に関すること。				○

すること。			
2 景観・まちづくり計画に関する事項			
(1) 都市計画に係る国及び県の調整に関すること。			○
(2) 景観計画に関すること。	重要なもの	軽易なもの	
(3) サイン計画に関すること。	同上	同上	
(4) まちづくり審議会の庶務に関すること。			○
(5) 県屋外広告物条例に基づく設置許可等に関すること。			○
(6) 太陽光発電設備設置指導に関すること。		○	
3 社会資本整備総合交付金事業に関する事項			
(1) 都市再生整備計画に関すること。	重要なもの	軽易なもの	
(2) 社会資本整備総合交付金事業に関すること。	同上	同上	
(3) 社会資本整備総合交付金事業の設計積算に関すること。			○
(4) 社会資本整備総合交付金事業の用地に関すること。	重要なもの	軽易なもの	
(5) 社会資本整備総合交付金事業の土地収用事務に関すること。			○
(6) 社会資本整備総合交付金事業連絡協議会に関すること。			○

建設部 住宅課

	専決権者	副市長	部長	課長
専決事項				
1 住宅に関する事項				
(1) 住宅台帳の整備及び保管に関すること。				○
(2) 市営住宅入居者の公募に関すること。				○

(3) 市営住宅入居者の決定に関する事		○	
(4) 市営住宅退去者の決定に関する事			○
(5) 市営住宅の模様替え、増築及び工作物設置に関する事			○
(6) 市営住宅の用地に関する事	重要なもの	軽易なもの	
(7) 市営住宅長寿命化計画に関する事	同上	同上	
(8) 市営住宅ストック総合計画に関する事	同上	同上	
(9) 木造住宅耐震診断に関する事			○
(10) 木造住宅耐震改修に関する事			○
(11) 建築物アスベスト飛散防止対策に関する事			○

建設部 道路河川課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 建設に関する事項				
(1) 道路整備計画に関する事	重要なもの	軽易なもの		
(2) 新設改良の実施箇所に関する事	同上	同上		
(3) 国及び県費補助事業の申請に関する事			○	
(4) 補助事業に係る用地及び補償の事前確認に関する事			○	
2 維持に関する事項				
(1) 補修事業の実施箇所に関する事			重要なもの	軽易なもの
(2) 応急措置を要する補修箇所に関する事				○
3 管理に関する事項				
(1) 道路、準用河川及び橋梁の管理に関する事				○
(2) 道路、準用河川及び橋梁台帳の整備保管に関する事				○

ること。			
(3) 市道の認定、廃止及び変更に関すること。	重要なもの	軽易なもの	
(4) 道路及び水路の占用並びに土木工事の許可に関すること。			○
(5) 道路の通行禁止及び制限に関すること。			○
(6) 道路法第22条、第24条、第47条に係る許可に関すること。			○
(7) 不法占用物件の取締りに関すること。		○	
(8) 道路における事故及び道路賠償責任に関すること。	重要なもの	軽易なもの	
(9) 道路等調査に関すること。			○
(10) 市道の交通制限（道路占用、使用協議）に関すること。			○

建設部 用地課

専決事項	専決権者	副市長	部長	課長
1 用地に関する事項				
(1) 建設部所管の道水路用地及び補償に関すること。	重要なもの	軽易なもの		
(2) 法定外公共物の管理に関すること。				○
(3) 法定外公共物の交通制限（道路占用・使用協議）に関すること。				○
(4) 法定外公共物の付替、用途廃止、使用許可及び処分に関すること。			○	
(5) 市道及び法定外公共物の境界確認に関すること。				○
(6) 法定外公共物の譲与事務処理に関すること。			○	

(7) 法定外道路における事故及び賠償責任に関する こと。	重要なも の	軽易なも の	
(8) 土地情報システム管理及び補修に関する こと。			○
(9) 地積図及び地籍簿の管理に関する こと。			○
(10) 法定外公共物の整備費補助金に関する こと。	重要なも の	軽易なも の	
(11) 用地の事件及び諸問題に関する こと。	同上	同上	
2 登記に関する事項			
(1) 市道、農道及び林道等の未登記公共用地の 登記に関すること。			○
(2) 建設部所管の現行登記に関する こと。			○
(3) 地籍調査事業に係る修正及び登記に関する こと。		○	
(4) 未登記用地の調査及び整理に関する こと。			○
(5) 登記の事件及び諸問題に関する こと。		重要なも の	軽易なも の

会計課

専決事項	専決権者	副市長	会計管理 者	課長
1 会計に関する事項				
(1) 一般会計に係る一時借入れ及び基金からの一時 運用を決定すること。	○			
(2) 現金の出納及び保管に係る事務を処理すること (指定金融機関に係るものに限る。)			○	
(3) 小切手の振出しに係る事務を処理すること。			○	
(4) 有価証券の出納及び保管に係る事務を処理する こと。			○	
(5) 現金及び財産の記録管理に係る事務を処理する				○

こと。			
(6) 支出負担行為の確認に係る事務を処理すること。			○
(7) 調定通知書の審査に係る事務を処理すること。			○
(8) 支出命令書の審査に係る事務を処理すること。			○
(9) 決算の調製に係る事務を処理すること。			○
2 工事検査に関する事項			
(1) 工事検査計画に関すること。			○
(2) 竣工及び出来高の認定に関すること。			○
(3) 部分検査に関すること。			○
(4) 検査報告及び検査調書に関すること。		○	
(5) 検査台帳の管理に関すること。			○
(6) 建設工事等成績評定に関すること。			○

総合支所 地域市民課

	専決権者	支所長	課長
専決事項			
1 情報公開に関すること。	○		
2 交通安全対策に関すること。			○
3 行政区に関すること。			○
4 広聴及び広報に関すること。			○
5 選挙に関すること。	○		
6 防災に関すること。	○		
7 公文書の收受に関すること。			○
8 職員に関すること。	○		
9 公用車の管理に関すること。			○
10 日直に関すること。			○
11 物品調達に関すること。			○
12 各種証明書の発行及び閲覧に関すること。			○

13	市民税申告業務に関すること。		○
14	納付書の再発行に関すること。		○
15	軽自動車の登録、変更、廃車及びナンバー交付に関すること。		○
16	税及び各種料金の収納に関すること。		○
17	公印の管理に関すること。	○	
18	地域委員会に関すること。		○
19	国際交流及び国内交流に関すること(各総合支所の所管に属するもの)。		○
20	市民バスの運行管理に関すること。		○
21	イベントに関すること。		○
22	女性団体連絡協議会に関すること。		○
23	市民相談に関すること。		○
24	戸籍届書の受付及び受理等に関すること。		○
25	住民基本台帳に関すること。		○
26	印鑑登録に関すること。		○
27	埋葬及び火葬並びに改葬の許可に関すること。		○
28	国民健康保険及び国民年金に関すること。		○
29	高齢者医療に関すること。		○
30	県単老人医療に関すること。		○
31	福祉及び保健サービスの申請受付に関すること。		○
32	福祉相談に関すること。		○
33	介護保険に関すること。		○
34	保育園の運営の支援に関すること。		○
35	放課後児童健全育成事業の支援に関すること。		○
36	ひとり親支援に関すること。		○
37	生活保護に関すること。		○
38	障害福祉に関すること。		○
39	介護予防に関すること。		○

40	地域包括支援センターに関する事。		○
41	福祉事務所との連絡調整に関する事。		○
42	地区民生委員児童委員協議会に関する事。		○
43	地区遺族に関する事。		○
44	日本赤十字社分区に関する事。		○
45	結婚相談員連絡協議会に関する事。		○
46	自動車臨時運行許可証の交付及び臨時運行許可番号票の貸与（長坂総合支所に限る。）		○

総合支所 地域振興課

専決事項	専決権者	支所長	課長
1	農業及び林業に関する事。		○
2	中山間地域直接支払制度に関する事。		○
3	財産区に関する事。	○	
4	災害復旧に関する事。	○	
5	鳥獣の保護及び駆除に関する事。		○
6	食育及び地産地消に関する事。		○
7	地籍図及び地積簿等の管理に関する事。		○
8	建設部所管の道水路用地等の取得及び補償に関する事。		○
9	白図の販売に関する事。		○
10	用地取得に関する事。	○	
11	耐震診断の要望受付に関する事。		○
12	耐震改修の要望受付に関する事。		○
13	市営住宅の維持修繕に関する事。		○
14	道路及び河川の巡回パトロールに関する事。		○
15	道路及び河川の地区要望受付に関する事。	○	
16	農業委員会に関する事。		○
17	観光に関する事。		○

18	商工に関する事。		○
19	雇用対策に関する事。		○
20	労働行政に関する事。		○
21	環境美化活動に関する事。		○
22	地域環境委員に関する事。		○
23	犬猫等に関する事。		○
24	あき地の環境保全に関する事。		○
25	一般廃棄物処理に関する事。		○
26	不法投棄防止に関する事。		○
27	動物の死骸処理に関する事。		○
28	公害に関する苦情及び相談窓口に関する事。		○

増富出張所

	専決権者	支所長	課長
専決事項			
1	戸籍届書の受付及び受理等に関する事。		○
2	住民基本台帳に関する事。		○
3	印鑑登録に関する事。		○
4	埋葬及び火葬並びに改葬の許可に関する事。		○
5	各種証明に関する事。		○
6	市税に関する事。		○
7	土地台帳、家屋台帳及び名寄帳に関する事。		○
8	市民バスの運行に関する事。		○
9	簡易郵便局の委託検査に関する事。		○
10	増富財産区に関する事。		○
11	塩川ダム周辺住民との連絡調整に関する事。		○
12	地域再生計画に関する事。		○